

久留米市暴力団排除条例

制定の背景



暴力団とみられる銃器発砲事件
→ H16から5年連続全国ワースト1

社会不安の要因となっている暴力団を社会経済活動から排除する必要あり

福岡県暴力団排除条例制定
→ H22. 4. 1施行

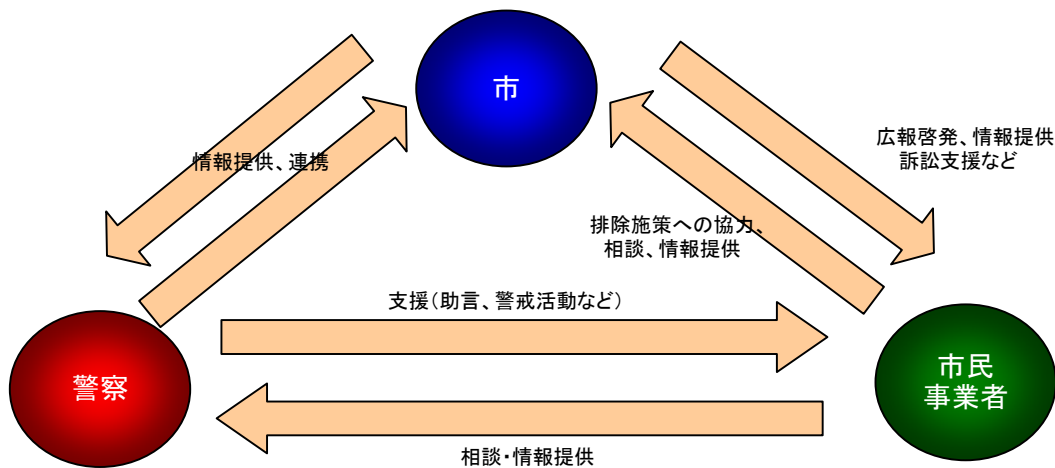
久留米市暴力団排除条例 の制定へ

指定暴力団道仁会による度重なる抗争事件が、市民を不安に陥れていることを鑑み、久留米市の安全安心な地域社会を実現するため

条例の目的

暴力団の排除に関して、市、市民及び事業者の役割、並びに各々が取り組むべき事項等を明らかにし、以て市民の安全で平穏な生活の確保と久留米市における社会経済活動の健全な発展に寄与することを目的としています。

市民・事業所・行政・警察が一体となった暴排運動の推進



暴力団を利用しない!
暴力団に金を出さない!
暴力団を恐れない!



久留米市暴力団排除条例

条例の概要

⇒ **H22. 10. 1** 施行

市の事務事業からの排除

暴力団員又は暴力団（員）と密接な関係を有する者に公共工事の入札に参加させない等、市の事務や事業から排除すること



青少年に対する教育等の推進

① 中学・高校等において、青少年が暴力団に加入せず、暴力団員による犯罪の被害を受けないための教育を行うこと



青少年に対する教育等の推進

② 青少年の育成に携わる者に対する情報提供その他支援を行うこと



暴力団事務所撤去の支援

暴力団事務所撤去訴訟に関する情報の提供や、暴力追放推進基金を活用した訴訟費用の支援などを行うこと



市民・事業者の禁止行為～罰則等はありません

暴力団の威力利用の禁止

紛争の解決等のため暴力団員を利用する、暴力団との関係を示す等、暴力団の威力を利用してはならないこと



暴力団員等への利益供与禁止

暴力団の威力を利用する、暴力団の活動・運営に協力する目的で利益供与してはならないこと



不動産の譲渡等の遵守事項

暴力団事務所に使用されることを知って不動産の取引をしてはならないこと

